

議提第6号

安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年 6月26日

提出者 白石市議会議員 水落孝子

賛成者 白石市議会議員 沼倉啓介

〃 〃 澁谷政義

〃 〃 伊藤勝美

白石市議会議長 保科惣一郎 殿

## 安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書

日本国憲法は過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義政治を反省し、平和と民主主義を願う人々の切実な声を基礎にして生まれました。その根幹をなす第9条のもとで、戦後日本の安全保障政策は専守防衛を基本としてきました。

戦後70年を迎える今年、5月15日に政府が国会に提出した「国際平和支援法」並びに「平和安全法制整備法」の二法案は、「わが国が武力でもって攻められていないのに他国の武力行使に参加」し、また「自衛隊をいつでも海外に派遣」できる内容のものであり、専守防衛を基本とした戦後日本の安全保障政策を根本的に変えるものです。

このことについて、国民の多くが「日本が戦争に巻き込まれる」のではないのか、「自衛隊員が他国の人を殺したり、あるいは殺されたり」するのではないかとの不安を持ち、危惧の念を抱いています。テレビや新聞などの世論調査を見れば明らかです。

また、東日本大震災の際に、救助、救援に活動した自衛隊員に感謝する被災地の市民として、海外での武力行使に自衛隊員が派遣され他国との武力行使に巻き込まれることには反対です。

よって、国民の多くが心配するこの法案を多数の力で成立を急ぐことなく、国会において慎重かつ徹底した審議を行うよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 6月26日

宮城県白石市議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	上川陽子殿